

利用者のために

1 調査の目的

野生鳥獣資源利用実態調査（以下「本調査」という。）は、野生鳥獣の処理実態とともに、食肉利用等に係る市場規模の算出等に必要データを把握し、鳥獣被害防止対策の一環として取り組まれる野生鳥獣の食肉等への利活用の推進に向けての施策の的確な立案や推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

本調査は、農林水産省が契約した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

調査の対象は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食肉処理業の許可を有する食肉処理施設のうち、野生鳥獣の食肉処理を行っている全ての食肉処理施設とした。

なお、本調査の調査対象の選定において事業所母集団データベースは使用していない。

5 調査対象者数

調査対象者数、有効回収数等は、次のとおり。

区 分	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
	①	②	②/①
	施設	施設	%
食肉処理施設数	725	559	77.1
うち平成30年度に休業した食肉処理施設数を除く	633	473	74.7

注：有効回収数とは集計に用いた調査対象者の数であり、回収したが不適正である無効回答を除いた有効回答の数である。

6 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

調査対象期間は、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の1年間とした（7(1)ア～エ、カについては、平成31年3月31日時点）。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成30年度の期間を含む1年間とした。

(2) 調査実施時期

本調査は、令和元年5月中旬から令和元年6月中旬までの期間に実施した。

7 調査事項

調査事項は、次に掲げるとおりとした。

なお、平成30年度に休業した食肉処理施設については、(1)ア～キのみの回答とした。

(1) 食肉処理施設の概要

ア 設立年月日

- イ 設置者、運営者
- ウ 施設面積
- エ ライン設備
- オ 年間処理能力
- カ 金属探知機の有無
- キ 調査対象期間における食肉処理実施期間
- ク 年間施設稼働日数
- ケ 年間作業従事者数及び専従者数
- (2) 食肉処理施設の処理実績
 - ア 鳥獣種別の仕入価格
 - イ 鳥獣種別の解体処理価格
 - ウ 鳥獣種別の捕獲場所の市町村名、食肉用の解体頭・羽数、搬入時の体重（鳥獣種別計）
 - エ 鳥獣種別の捕獲方法割合
 - オ 廃棄物処理量及び廃棄物処理経費
- (3) 食肉処理施設の販売実績等
 - ア 鳥獣種別・形態等別の販売金額及び販売数量
 - イ 鳥獣種別の販売先数量割合
 - ウ 鳥獣種別の解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量
 - エ 鳥獣種別の加工販売の販売金額及び加工仕向け食肉数量
 - オ 鳥獣種別の調理販売の販売金額及び調理仕向け食肉数量
 - カ 食肉以外の製品別の販売金額及び販売数量

8 調査方法

民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送・FAX又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

9 集計方法

- (1) 平成30年度に休業した食肉処理施設を除いた集計（「統計表」の1から6まで）

本調査は全ての施設を対象として調査を実施したが、有効回収率が100%とならなかったことから、次の方法により、有効回答が得られなかった調査対象を含めた総計の値を推定した。

 - ア 推定の精度を確保するため、都道府県ごとの母集団を各施設の解体頭・羽数規模により階層に区分した。有効回答の得られなかった施設についても、別途聞き取り等により把握した調査対象期間における解体頭・羽数の実績等の情報に基づいて階層区分を行った。
 - イ 都道府県別の推定値は、階層ごとに有効回答の得られた調査値に有効回収率の逆数を乗じた値を合計することにより、次の式を用いて算出した。

〈推定値の計算式〉

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

- T : x の総計の推定値
- i : 都道府県別解体頭・羽数規模階層（以下「階層区分」という。）を表す添字
- j : 標本施設を表す添字
- L : 階層区分の数

- N_i : i 階層区分の母集団の大きさ
 n_i : 調査結果が得られた i 階層区分の標本数
 x_{ij} : 調査結果が得られた i 階層区分の j 番目の標本施設の x の調査値

なお、全国計の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

また、都道府県別解体頭・羽数規模階層に有効回答がない場合は、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局の1施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じて推定値とし、同一解体頭・羽数規模のその都道府県が存在する地方農政局に有効回答がない場合は、全国の1施設当たりの加重平均値を当該階層の調査対象者数に乗じる等により推定値とした。

- (2) 平成30年度に休業した食肉処理施設を含めた集計（「統計表」の7）各項目とも、加算集計により行った。
- (3) 本調査の集計は農林水産省統計部において行った。

10 目標精度

本調査においては、全ての施設を対象としていることから目標精度は設定していない。

11 用語の解説

- | | |
|------------|---|
| (1) 食肉処理業 | 食鳥（鶏、あひる、七面鳥）以外の鳥若しくはと畜場で処理される獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊）以外の獣畜をと殺、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉や内臓等を分割し、若しくは細切にする営業をいう。 |
| (2) 食肉処理業者 | 食品衛生法第52条第1項の規定による「食肉処理業」の営業許可を受けている者をいう。 |
| (3) 設立年月日 | 設立年月日は、食肉処理業の営業許可取得日をいう。 |
| (4) 公設公営 | 国や地方公共団体が設置し、運営する施設（第3セクターが運営するものを含む。）をいう。 |
| (5) 公設民営 | 国や地方公共団体が設置し、民間の事業者が運営を行っている施設をいう。 |
| (6) 民設民営 | 民間の事業者が設置し、運営する施設をいう。 |
| (7) 施設面積 | 食肉処理施設の建築物の延べ床面積をいう。 |
| (8) ライン設備 | 食肉処理の一連の処理作業に必要な設備をいう。 |
| (9) イノシシ | 狩猟やわな猟等で捕獲された野生のイノシシのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、イノブタや家畜として飼育されたものは除く。 |
| (10) シカ | 狩猟やわな猟等で捕獲された野生のシカのことをいう。生体のまま捕獲され、一時的に飼育されたものも含む。ただし、家畜として飼育されたものは除く。 |

- | | |
|----------------|--|
| (11) その他鳥獣 | イノシシ、シカ以外のクマ、アナグマ、鳥類等をいう。 |
| (12) 年間処理能力 | 食肉処理施設が年間に食肉処理できる能力のことをいい、実際に食肉処理した実績ではなく、施設設備及び従業員の体制に基づき食肉処理できる最大頭・羽数とする。 |
| (13) 通年処理 | 狩猟期間以外の期間を含めて食肉処理を実施している場合をいう。 |
| (14) 狩猟期間 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）で定める期間（毎年10月15日（北海道にあっては、毎年9月15日）から翌年4月15日まで）をいう。
ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）では鳥獣の保護を図る観点から、実際には以下のとおり短縮されている。
・北海道：毎年10月1日～翌年1月31日（猟区内：毎年9月15日～翌年2月末日）
・北海道以外の区域：毎年11月15日～翌年2月15日（猟区内：毎年10月15日～翌年3月15日）
対象狩猟鳥獣や都道府県によって狩猟期間を延長又は短縮している場合は、その期間とした。 |
| (15) 休業中 | 調査対象期間において解体が0頭の場合をいう。 |
| (16) 年間施設稼働日数 | 本調査では、食肉処理施設での食肉処理の稼働日数のほか、販売、加工及び調理に係る稼働日数を含めた実日数とする。 |
| (17) 従事者数 | 食肉処理施設の経営や業務を行う正社員、パート、アルバイト等の雇った人を含めた、食肉処理施設で働く人の実人数とする。 |
| (18) 専従者数 | 従事者のうち専ら食肉処理施設の経営や業務を行う者であって、食肉処理施設以外で働いていない者（正社員など）の実人数とする。 |
| (19) 仕入価格 | 食肉処理施設が鳥獣を仕入れて解体から販売まで行うものについて、食肉処理施設へ持ち込まれた捕獲鳥獣に対して、食肉処理施設が捕獲者に支払った価格単価（円/kg）とする。
なお、価格単価は鳥獣の解体前の生体重量に対するものである。 |
| (20) 解体処理の請負価格 | 食肉処理施設による鳥獣の食肉用の解体処理という請負行為に対して捕獲者が支払った価格単価（円/kg）とする。
なお、価格単価は鳥獣の解体前の生体重量に対するものである。 |
| (21) 解体頭・羽数 | 食肉解体処理を行った頭・羽数をいう。異常が認められて廃棄された個体は含まない。 |

(22) 搬入時の体重	食肉処理施設へ搬入した解体前の体重（内臓、骨、皮、角等を含む。）をいう。 なお、異常が認められて廃棄した個体は含まない。
(23) ジビエ利用量	本調査では、食肉処理施設で解体処理を行った野生鳥獣の卸売・小売に販売した食肉数量、加工仕向け食肉数量、調理仕向け食肉数量、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉数量、自家消費向け食肉数量及びペットフード仕向け数量をいう。
(24) 捕獲方法	捕獲方法は次のとおりである。
ア 網	むそう網、はり網、つき網及びなげ網をいう。
イ わな	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわなをいう。
ウ 銃器	装薬銃及び空気銃をいう。
(25) 廃棄物処理量	野生鳥獣の食肉への処理に当たり、廃棄物として処理された内臓、骨、皮等の廃棄物の重量とする。
(26) 廃棄物処理経費	野生鳥獣の食肉への処理に当たり、廃棄物として処理された内臓、骨、皮等の廃棄物を廃棄する際に支払った費用とする。
(27) 部位	本調査では、モモ、ロース、肩、ヒレ、スネ、部位のその他のことをいう。
(28) 枝肉	食肉処理場において食肉に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉のことをいう。
(29) 半丸枝肉	枝肉を背割りにした肉のことをいう。
(30) 四半身	枝肉を4分の1に切り分けた肉のことをいう。
(31) 販売先	卸売・小売の販売先は次のとおりである。
ア 卸売業者	他の者から購入した物品をその性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売する法人又は個人をいう。
イ 小売業者	消費者に青果物、食肉等の物品を販売する法人又は個人をいう。
ウ 加工品製造業者	ソーセージ、ハム、ベーコン等の肉製品等（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む。）を製造する事業所をいう。
エ 外食産業、宿泊施設	外食産業とは、飲食料品を一般消費者に対してその場で飲食させる事業者をいい、持ち帰り及び宅配のサービスを行っている事業者を含む。 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿等をいう。
オ 消費者への直接販売	食肉処理施設が卸売業者や小売業者を経由せずに、一般消費者に食肉を直接販売することをいう。

カ 学校給食	小中学校の給食をいい、幼稚園、保育園及びその他の教育機関の給食を含む。
(32) 解体処理のみの請負	依頼者から食肉処理業者が解体処理のみを依頼され、依頼者が食肉を持ち帰る場合をいう。
(33) 自家消費向け	従業員やその家族で消費する場合をいう。イベント等でのPR活動や試食なども含む。
(34) 加工販売	本調査では、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、自らの施設でソーセージ、ハム、ベーコン、缶詰、瓶詰、味付け肉等の肉製品（缶詰、瓶詰、つぼ詰を含む。）を製造し販売することをいう。
(35) 調理販売	本調査では、自らの施設で解体した鳥獣肉を利用し、施設直営の飲食店等で調理し、シカ肉丼、メンチカツ等として販売することをいう。
(36) ペットフード	愛がん動物の栄養に供することを目的として使用されるもの又はその原料として販売されたものをいう。
(37) 皮革	鳥獣の皮膚をなめしたもの及び毛皮で施設が直接販売するもののほか、皮革製品を製造するための原料として販売するものをいう。
(38) 鹿角製品(鹿茸等)	鹿の角を使ったナイフの柄やアクセサリー、鹿茸等で施設で直接販売するもののほか、鹿角製品を製造するための原料として販売するものをいう。

12 利用上の注意

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

- (3) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。
「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：4,000円→0万円）
「-」： 事実のないもの
「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの
- (4) 秘匿方法について
統計調査結果について、調査対象者が2以下の場合には、個人又は法人その他団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。ただし、調査対象者が2以下の場合でも当該調査対象者が公表することに同意した場合は当該結果を公表している。
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成30年度野生鳥獣資源利用実態調査報告」（農林水産省）による旨を掲載してください。

13 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「野生鳥獣資源利用実態調査」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/jibie/index.html#y> 】

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 価格・消費動向班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線3718

(直通) 03-6744-2049

F A X : 03-3502-3634

※本調査に関する御意見・御要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】